（事業主の方へ）

平成24年10月１日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金 の支給要件などを変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災３県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。
現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

現行	
最近３か月の生産量または売上高が、その直前の３か月または前年同期と比べ、５％以上減少	**対象期間の初日**（助成金の利用開始日）を**平成24年10月１日以降(※１)に設定**する場合から **最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少** **（中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）**

②支給限度日数の見直し

１年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行	
３年間で300日 （1年間での限度なし）	**対象期間の初日**（助成金の利用開始日）を**平成24年10月１日以降(※１)に設定**する場合から **１年間で100日（３年間で300日）**

対象期間（事業主が設定する1年間）▸

①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
50日	50日	100日（従来200日）
120日	120日	60日

【例１】過去２年間に50日ずつ（計100日）利用した場合
【例２】過去２年間に120日ずつ（計240日）利用した場合

対象期間の初日（助成金の利用開始日）**を平成２５年10月１日以降（※２）に設定**する場合からは

１年間で100日・３年間で150日となります

（上記の例１と２で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②＋③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります）

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの１人１日当たり加算額を次のように変更します。

現行	
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円	**平成24年10月１日以降(※１)の判定基礎期間から** 雇用調整助成金：**1,000円** 中小企業緊急雇用安定助成金：**1,500円**

（※１）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。
（※２）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・ハローワーク